

議案第百三十二号

青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

青森市都市公園条例で定める使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管等の青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料については、昭和33年4月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところである。

道路占用料の改定に係る道路法施行令の一部改正を勘案して青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を提案することとしており、青森市都市公園条例についても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料を改定するものである。

2 改正内容

- ・青森市都市公園条例 別表2（第19条関係）

青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料について、道路占用料と同じ額として改定する。

3 施行期日

令和6年4月1日

青森市都市公園条例 占用に係る使用料 新旧対照表

別表2（第19条関係） ※改正対象を抜粋

占用物件		単位	(改正前) 占用料	(改正後) 占用料	差		
法第6条第1項及び第3項の場合	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円	570円	60円	
		第2種電柱		790円	870円	80円	
		第3種電柱		1,100円	1,200円	100円	
		第1種電話柱		460円	510円	50円	
		第2種電話柱		730円	810円	80円	
		第3種電話柱		1,000円	1,100円	100円	
		その他の柱類		46円	51円	5円	
		地上に設ける変圧器		1個につき1年	450円	490円	40円
		地下に設ける変圧器		1㎡につき1年	270円	300円	30円
		変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	910円	1,000円	90円
		その他のもの		1㎡につき1年	910円	1,000円	90円
法第7条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの 外径が0.07m以上0.1m未満のもの 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 外径が0.2m以上0.3m未満のもの 外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの	1mにつき1年	19円	21円	2円		
			27円	30円	3円		
			41円	45円	4円		
			55円	61円	6円		
			82円	91円	9円		
			110円	120円	10円		
			190円	210円	20円		
			270円	300円	30円		
			550円	610円	60円		
法第7条第1項第3号に掲げる施設	通路で地下に設けるもの 鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるのもの	1㎡につき1年	560円	540円	▲20円		
			910円	1,000円	90円		
法第7条第1項第4号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱 公衆電話所	1個につき1年	380円	420円	40円		
			910円	1,000円	90円		
令第12条第2項第1号から第6号までに掲げる施設	標識	1本につき1年	730円	810円	80円		
令第12条第2項第7号に掲げる工作物 ※工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 令第12条第2項第8号に掲げる物件 ※土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置き場 令第12条第2項第9号に掲げる施設 ※一時収容するために必要な施設		1㎡につき1月	190円	180円	▲10円		
			91円	100円	9円		